

備前焼うつわ活用補助金

伝統的工芸品である備前焼を飲食店で食器として使うために、一定量を購入すると補助金が出ます。ぜひご活用ください。

【対象者・条件】

- (1) 日本八大都市圏の旅館・ホテル・飲食店、または、これから日本八大都市圏で旅館・ホテル・飲食店を開店される方（札幌、仙台、関東、静岡・浜松、中京、近畿、広島、北九州・福岡の大都市圏）
- (2) 備前市内に販売店を有する備前焼店・作家のところで購入したもの
- (3) 備前焼の購入金額が総額で10万円以上であること（10万円未満は対象外）
- (4) 当該年度中に購入したものを速やかに使うこと
- (5) 備前焼の食器を使っていることを店舗やHP等で周知すること
- (6) 補助対象は料理使用の器であること（装飾用は補助対象外）
- (7) 補助金の交付は、1店舗あたり1回限りとします
- (8) バー、キャバレー又はナイトクラブは対象外とします

【補助率・額】

補助率：補助対象経費から10万円を差し引いた額の4/5（1,000円未満の端数は切捨て）

※備前焼購入し補助対象が20万円とすると、20万円－10万円＝10万円の4/5 ⇒8万円が補助額

補助金上限：**20万円**（購入額合計が35万円が補助上限）



【期間・申請等】

- ・**事業実施期間は、2025年3月31日まで**
- ・購入者は、購入前に申請書を市備前焼振興課に提出してください
- ・内容を審査の上、交付決定します。
- ・購入後、実績報告書を市に提出し、額を確定します。

※予算が無くなり次第終了します

【お問い合わせ先】

〒705-8602 備前市東片上126 TEL0869-64-1887 FAX0869-64-3845

備前市備前焼振興課

Mail bzbizenyaki@city.bizen.lg

電話・窓口による問い合わせは、土日祝を除く8時30分～17時までをお願いします。